要綱改正および構成員・オブザーバーの追加について

資料１

1. 要綱改正（変更）

第8条

２　検討会の議事の進行は、大阪港湾局長**又は大阪港湾局長が指定した職員**が行う。

ただし、部会又は分科会を開催する場合の議事の進行は、あらかじめ大阪港湾局長が指定した職員が行うことができる。

1. 構成員追加

・三井化学株式会社

1. オブザーバー追加

　・近畿経済産業局

※参考資料

「参考資料１「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）検討会」開催要綱」